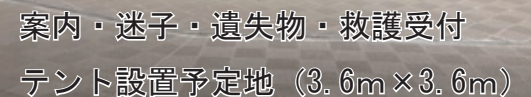
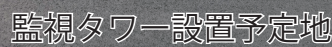


駅担当警備隊 22 名 15 時～ 22 名

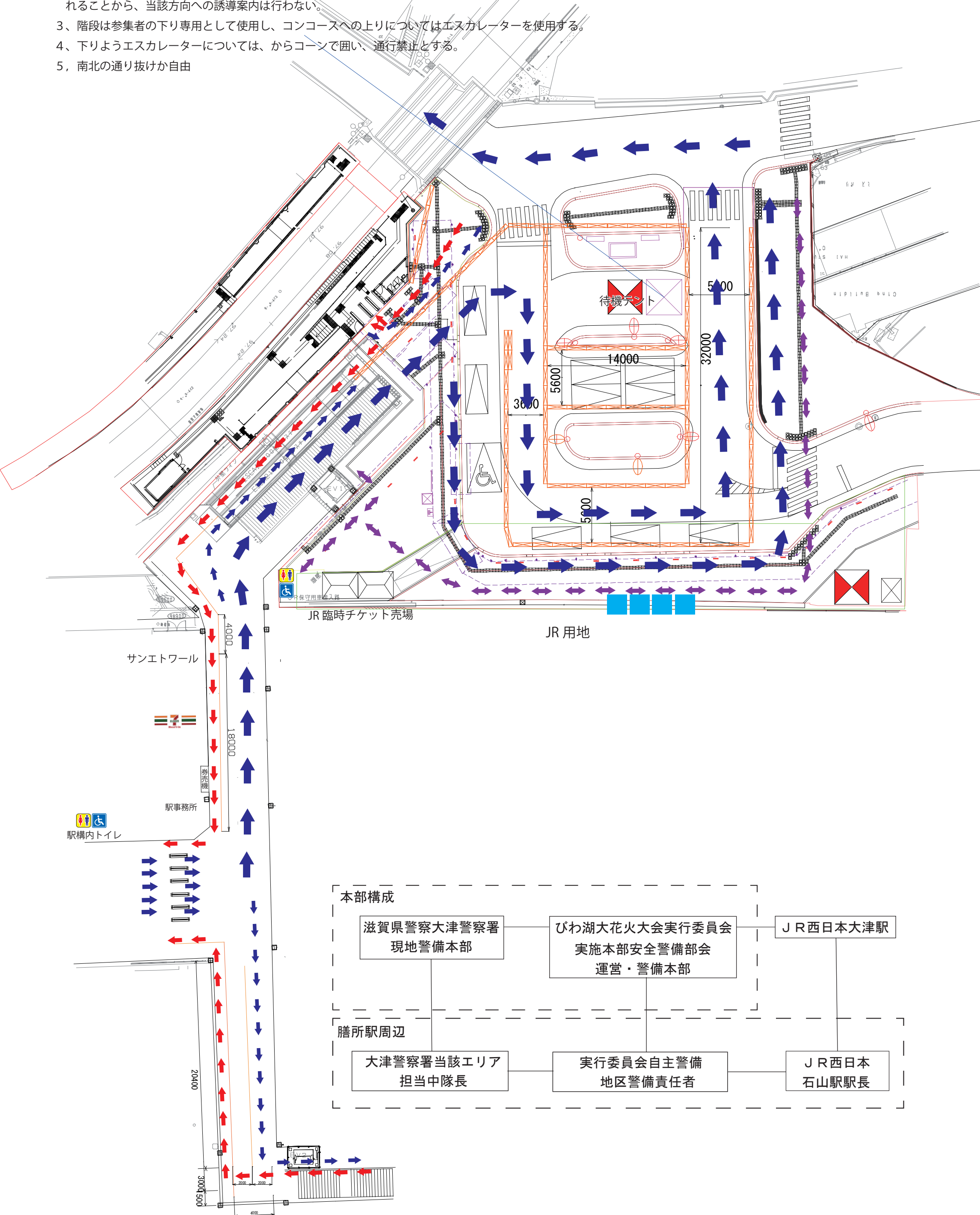
規制区間は、におの浜 2 丁目交差点～馬場 3 交差点まで

-  乗車導線
 降車導線
 トイレ・E V 導線



膳所駅（その2）17時～交通規制開始後

- 1, 交通規制の実施後は、駅ロータリを全面使用できるため、17時までの導線よりも有効面積が増加し滞留可能人員も増加することができる。
- 2, 駅から会場方向への誘導案内についてロータリから東方向（大津板紙方面）への案内は行わない。行った場合には終了時に往路として通行した板紙周辺の道路を使用して膳所駅に帰ってくることから、膳所駅に向かう雑踏が板紙から東側の住宅地を通行することで苦情などの発生が考えられることから、当該方向への誘導案内は行わない。
- 3、階段は参集者の下り専用として使用し、コンコースへの上りについてはエスカレーターを使用する。
- 4、下りようエスカレーターについては、からコーンで囲い、通行禁止とする。
- 5、南北の通り抜けか自由



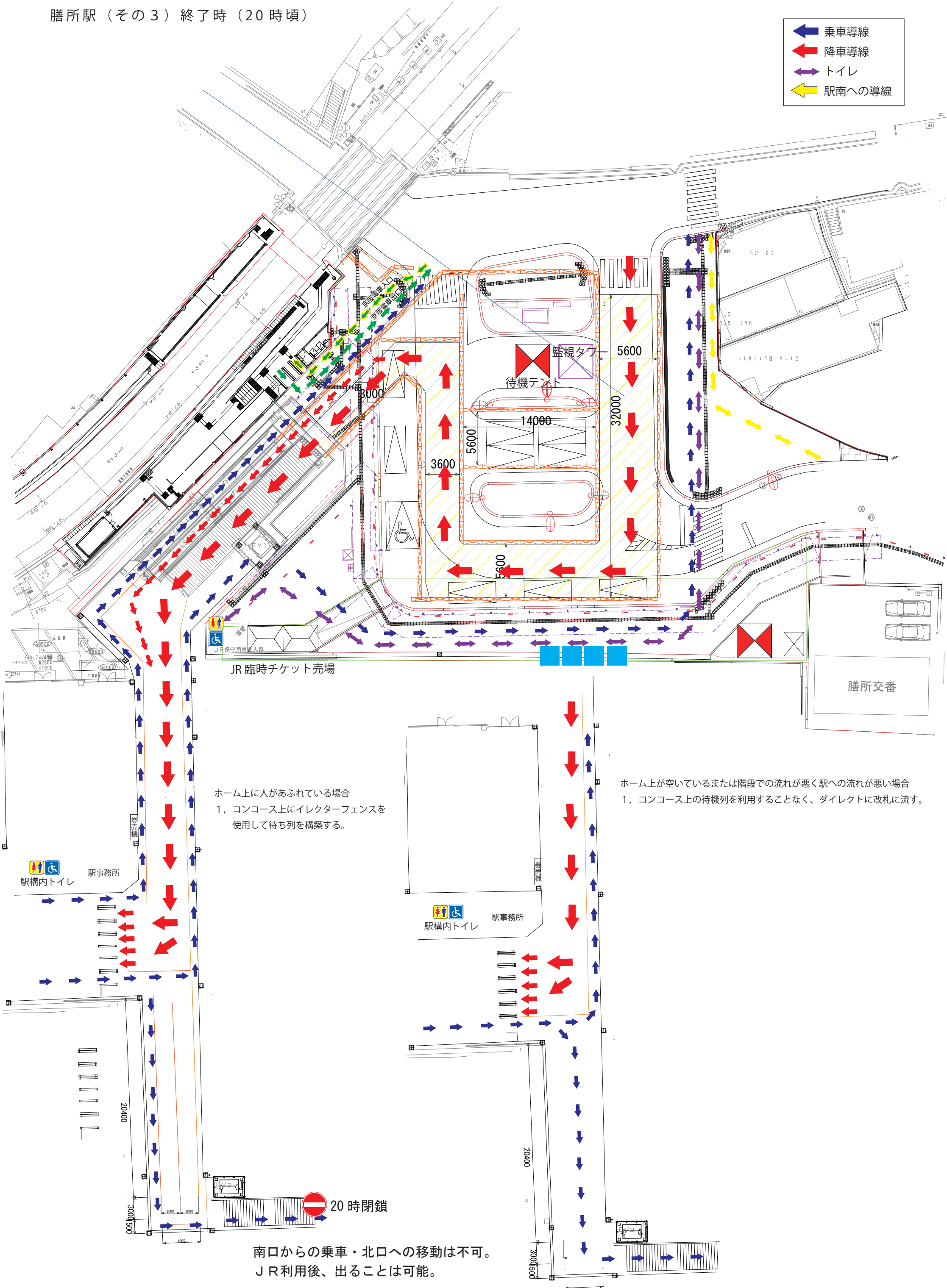
膳所駅（その3）終了時（20 時頃）

乗車導線

降車導線

トイレ

駅南への導線



ホーム上に人があふれている場合
1, コンコース上にエレクターフェンスを使用して待ち列を構築する。

ホーム上が空いているまたは階段での流れが悪く駅への流れが悪い場合
1, コンコース上の待機列を利用することなく、ダイレクトに改札に流す。

南口からの乗車・北口への移動は不可。
JR 利用後、出ることは可能。



階段・エスカレーターでの混雑対策

ア、混雑状況の基準は階段・エスカレータの上部の状況を基準とする。

1、改札口から階段・エスカレーター上部まで普通の歩行速度で流れている場合。

分断待機の状態、階段・エスカレーター上部においては、上り口付近での立ち止まり防止と前の方に続いて進んでいく旨の広報。下部においては前の方に続いて進むこと、エスカレーターでは歩かないことの広報を行う。

2、改札口付近は混雑しているが、階段・エスカレーター上部の流れは普通の歩行速度の場合。

エスカレーター下部については、1本閉鎖、階段については通常案内。広報については上記1の広報および、上部については改札付近での立ち止まりは禁止、前の方に続いて進む。下部については、改札付近が混雑している旨の広報を行う。

3、改札口付近は普通の歩行速度で流れているが、階段・エスカレーター上部が混雑している場合。

エスカレーター2基とも閉鎖、階段のみの案内。上部については、立ち止まり禁止前の方に続いてゆっくり進む旨。下部については、コンコースが混雑しているため、階段のみの案内の広報を行う。

4、改札口から階段・エスカレーター上部まで混雑している場合。

エスカレーター、階段ともに分断開始。

階段・エスカレーターの上部と下部で連絡を取り合い。階段・エレベーター上部から改札までの間において、当該区間の2分の1に相当する空間が空けば、下部において一時的に分断を解除し案内を行う。流量の調整が必要となった場合には、一時的にエスカレーターの運用を停止するなどを行い、流量の調整を行う。

常時分断対応が必要な状態になった場合には、階段・エスカレーターともに同時に分断対応となる。

分断については、当該警備区責任者が指定する指揮者が統括して行う。

※昨年度については、階段の流れが悪くコンコースおよび改札付近に滞留の発生は無く、列車の乗車率が非常に悪く、ときめき坂の雑踏解消に時間がかかり、その影響で交通規制の解除についても、計画ぎりぎりの時間となった。